

平成24年7月1日より育児・介護休業法が全面施行されます!!

育児・介護休業規定整備に関する 個別相談会のご案内

平成24年7月1日からの改正育児・介護休業法全面施行に伴い、これまで従業員数が100人以下の事業主に適用が猶予されていた「短時間勤務制度」「所定外労働の制限」「介護休暇」の制度が適用になります。

これらの制度は就業規則(育児・介護休業規定)に規定されることが必要ですが、就業規則の整備はもうお済みでしょうか?

従業員数が100人以下の事業主の皆さまを対象とした個別相談会を下記のとおり開催しますのでご利用ください。

○日時

第1回

平成24年6月12日(火) 9:30~16:30

第2回

平成24年6月14日(木) 9:30~16:30

第3回

平成24年6月15日(金) 9:30~16:30

○会場

佐賀第二合同庁舎 5F 小会議室1
(住所 佐賀市駅前中央3丁目3番20号)

○申し込み方法

ご希望の方は裏面の申込票にご記入の上、FAXにてお申し込みください。

○申込み・問い合わせ先

佐賀労働局雇用均等室
TEL 0952-32-7218
Fax 0952-32-7224

当日は両立支援助成金や一般事業主行動計画の策定、パートタイム労働法などについてのご相談にも応じます。



個別相談会申込票

佐賀労働局雇用均等室

相談を予定されている項目、及び希望される日時に○印をご記入下さい。

※ 希望が同一の時間帯に集中した場合は、受付順とさせていただきますので、あらかじめご了承下さい。変更の場合は、折り返し相談日時をご連絡いたします。

相談項目	(複数選択可)		
	1 育児・介護休業法の改正内容 2 育児・介護休業規定の整備の仕方 3 仕事と育児・介護の両立支援に関する助成金制度 4 一般事業主行動計画に関する事 5 セクシュアルハラスメント対策 6 パートタイム労働法に関する事 7 パートタイム労働に関する奨励金制度		
日時	6月12日(火)	6月14日(木)	6月15日(金)
9:30~10:30			
10:30~11:30			
13:30~14:30			
14:30~15:30			
15:30~16:30			

※相談時間は1企業60分以内とします。

事業所名 _____

住所 _____

(Tel _____)

担当者職氏名 _____

申し込み先 雇用均等室 (FAX 0952-32-7224)